土 止 め 支 保 工　　点 検 表

労働安全衛生規則 第373条＝設けた後7日をこえない期間ごと・中震以上の地震の後・大雨などの後に点検し、異常があれば直ちに補強・補修する

工事名		**工事場所**	
掘削の箇所	範囲・深さ・幅	**支保工の種類**	鋼矢板・親杭横矢板・切りばりの段数など
点検日	年　　月　　日	**次の点検の期限**	年　　月　　日（点検日の7日後）
点検した時期	7日以内ごと ・ 地震の後 ・ 大雨などの後 ・ 初回 ・ その他	**前回の点検日**	年　　月　　日
点検者		**作業主任者**	
結果の数			

点検する事項と結果

結果＝良／要補修／対象外。要補修が1つでもあれば、補強・補修してから作業する

No.	点検する事項（見るところの例）	根拠	結果	異常の内容	補強・補修と確認
1	部材の損傷・変形・腐食 矢板・くい・背板・腹起こし・切りばりの曲がり・割れ・さび・へこみ	第373条一号			
2	部材の変位・脱落 腹起こし・切りばりのずれ・外れ・たわみ。矢板の倒れ込み・すき間	第373条一号			
3	切りばりの緊圧の度合 ジャッキ・くさびのゆるみ。切りばりを手で押して動かないか（軸力計があれば値も）	第373条二号			
4	接続部・取付け部 切りばり・火打ちの接続部の当て板とボルト。腹起こしの受け金物・ブラケット	第373条三号			
5	切りばりどうしの交さ部 交さ部の当て板・ボルト・溶接で締まっているか	第373条三号			
6	中間支持柱への取付け 中間支持柱がある時、切りばりが柱に確実に取り付いているか	第371条四号			
7	組立図のとおりか 部材の配置・寸法・材質、取付けの段数と位置が組立図と同じか	第370条			
8	周りの地山と水 背面・掘削の底のき裂・湧水・含水・凍結の変化。矢板のすき間からの土砂の流れ出し	第358条一号			

作業の開始	
作業主任者の確認	

土止め支保工を設けたときは、その後7日をこえない期間ごと、中震以上の地震の後、大雨などで地山が急に軟弱になるおそれのある事態の後に、部材の損傷・変形・腐食・変位・脱落、切りばりの緊圧の度合、部材の接続部・取付け部・交さ部の状態を点検し、異常を認めたときは直ちに補強し、又は補修します（労働安全衛生規則 第373条）。No.6〜8 は第371条・第370条・第358条からの目安です。この点検の記録を残す決まりは条文にありませんが、残しておくと点検したことを後から示せます。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/dodome-shihoko-tenkenhyo-template/

土止め支保工　取付け・取外しの確認

切りばり・腹起こしの取付け・取外しの作業｜労働安全衛生規則 第372条（作業の措置）・第374条（作業主任者の選任）・第375条（職務）

工事名		**作業**	取付け ・ 取外し
作業日	年　月　日	**天気**	
作業主任者		**作業者**	

確かめる事項 結果＝済／要対応／対象外

No.	確かめる事項（見るところの例）	根拠	結果	したこと・気づいたこと
1	作業主任者の選任 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した人を選び、名前を周りに知らせたか	第374条		
2	作業の方法と指揮 作業の方法を決め、作業主任者がその場で直接指揮しているか	第375条一号		
3	材料・器具・工具の点検 材料の欠点の有無と器具・工具を点検し、不良品を取り除いたか	第375条二号		
4	墜落制止用器具・保護帽 墜落制止用器具等と保護帽を使っているかを見ているか	第375条三号		
5	立入禁止 作業の箇所に関係者以外が入らないよう、見やすい所に表示したか	第372条一号		
6	材料の上げ下ろし 材料・器具・工具をつり綱・つり袋で上げ下ろししているか	第372条二号		
7	取付けの時期と順序 組立図に書いた取付けの時期と順序どおりか（取外しは下の段から順に、埋め戻しに合わせて）	第370条		

作業主任者の確認	

土止め支保工の切りばり・腹起こしの取付け・取外しの作業は、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した人から土止め支保工作業主任者を選び（第374条・施行令 第6条第10号）、作業の方法の決定と直接の指揮、材料と器具・工具の点検、墜落制止用器具等と保護帽の使用状況の監視をさせます（第375条）。あわせて立入禁止とつり綱・つり袋の使用の措置をとります（第372条）。